

令和7年度「国土交通行政インターネットモニター」募集要領

国土交通省は、令和7年度「国土交通行政インターネットモニター」を下記のとおり募集します。

1. 募集者数

北海道で70名程度(全国で1,000名程度)

2. 募集期間

令和7年2月3日(月)10:00 から令和7年2月28日(金)18:00 まで

3. 応募方法

- (1) 国土交通行政インターネットモニターホームページ(<https://www.monitor.mlit.go.jp/>)にアクセスして、「モニター新規応募」をクリックしてください。
- (2) 「応募申込フォーム」に氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、応募の抱負など必要事項を入力のうえ、2月28日(金)までに応募(送信)してください。
※ 応募は1人1回に限らせていただきます。(複数回の応募は無効になります。)

4. 応募資格

日本国内に居住する18歳以上(令和7年4月1日現在)の方で、インターネットを利用できる方とします。
ただし、次の①~④に掲げる方は除きます。

- ① 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ② 国土交通行政に関係する常勤の国家公務員及び地方公務員
- ③ 国土交通省所管の独立行政法人、特殊法人、認可法人及び地方共同法人の役職員
- ④ 上記①~③に掲げる方の同居の親族

5. モニターの選考・委嘱

- (1) 選考結果は、令和7年4月上旬~中旬(予定)に内定者に直接メールでお知らせいたします。
なお、選考に漏れた方にはお知らせいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) モニターの委嘱は「(別表1)モニターとしてお守りいただく事項」に同意し、承諾書を郵送にて提出された方に委嘱通知を交付して行います。
委嘱期間は、委嘱の日から令和8年3月31日までです。
- (3) モニターは、お住まいの地域を管轄するブロック(別表2)に所属します。
委嘱後にブロック外に転居された場合でも、引き続き転居前のブロックの所属として、モニター活動を行っていただきます。

6. モニターの業務

モニターにはインターネットを通じて、次のことを行っていただきます。

- ① 国土交通省が提示する「アンケート調査」に対して回答していただきます。
※ 頂いた回答等については、全体の傾向などを整理して公表させていただきます。その際、主要な意見を個人が特定できない属性とともに付記する可能性がございます。
※ 過去のアンケートの回数や実績についてはこちらをご確認ください。
→ (<https://www.monitor.mlit.go.jp/Read/Default.aspx>)
- ② 国土交通行政に関するご意見・ご要望等を「随時意見」として、提出いただくことができます。
- ③ モニター活動の充実のため、SNSのアカウントをお持ちの方は、国土交通省の発信する X・Facebook 等のSNSをフォローしていただきます。

7. モニターへの謝金

モニターに対して、すべてのアンケート調査等が終了した後、回答の実績に応じて年間約 4,000 円(予定)を上限に謝金をお支払いします。ただし、随時意見及び謝金対象外と示しているアンケートについては、謝金の対象に含みません。また、謝金支払は銀行口座(普通預金)への振込のみでの支払いとさせていただきますので、ご了承ください。

8. 個人情報の取り扱い

国土交通行政インターネットモニターへの応募や、モニターとしての活動を通じてご提供いただいた個人情報については、国土交通行政インターネットモニター制度に必要な範囲内でのみ、利用します。また、その管理や利用にあたっては、個人情報の保護に関する法律に従い、取り扱いには細心の注意を払います。

9. お問い合わせ先

国土交通省大臣官房広報課広聴係

代表:03-5253-8111 内線:21574 E-mail: hqt-monitor-kocho@gxb.mlit.go.jp

(別表1)「モニターとしてお守りいただく事項」

1. 「モニター心得」として次のことをお守りください。
 - ① 資格の除外事項に該当した場合や、承諾書の内容に異動があった場合は、速やかに届け出ること。
 - ② 自己のID及びこれに対応するパスワードを、他のモニター又は第三者に通知しないこと。
 - ③ 他のモニターのID及びこれに対応するパスワードを使用しないこと。
 - ④ 上記②③に違反したことにより、他のモニター又は第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもって処理解決すること。
 - ⑤ 他のモニターが上記②～④に違反したことにより、損害を被った場合においては、当該モニターに対して直接その旨を通知するとともに、その結果、紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもって処理解決すること。
 - ⑥ 上記②～④に違反したことにより、国に損害を与えた場合には、自己の責任と費用をもって損害を賠償すること。
2. 上記1に違反した場合及びその他の事由により、モニターとして引き続き委嘱することが適当でないと認めた場合は、委嘱を取り消されることがあります。

(別表2)「ブロック区分」

ブロック	対象地域(都道府県)
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	新潟県、富山県、石川県
中部	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県